

生駒市教育委員会規則第5号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第14号中「300万円」を「500万円」に改める。

第7条の3第8号中「300万円以上500万円未満」を「500万円以上1,000万円未満」に改める。

第8条第16号中「300万円」を「500万円」に改める。

第11条の2を次のように改める。

（主幹の専決事項）

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

- (1) 300万円未満の歳入の調定に関する事。
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる経費で1件150万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関する事。

ア 消耗品費

イ 燃料費

ウ 食糧費

エ 印刷製本費

オ 修繕料

カ 医療材料費

第12条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 100万円未満の歳入の調定に関する事。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。